

洋上風力発電基地港湾形成に向けた情報交換会を開催しました

2050年「ゼロカーボン北海道」実現の柱となる洋上風力発電施設の導入を促進するため、北海道における海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）形成に向けた港湾管理者、発電事業者、関係行政機関による「北海道における洋上風力発電の基地港湾形成に向けた情報交換会」を北海道開発局港湾計画課主催にて、1月14日(金)に開催しました。

当日の情報交換会は対面とweb併用により開催し、9港湾管理者、8発電事業者を含む約60名が参加しました。

情報交換会では、まず国土交通省港湾局海洋・環境課、椋平課長補佐より洋上風力における基地港湾制度の概要・現況について報告をいただきました。

次に、港湾管理者より洋上風力発電資機材の取扱いが可能と想定される岸壁・ヤード状況等について報告をいただき、最後に発電事業者より洋上風力発電の設置を希望・想定する海域・場所、発電量や利用を希望する港湾、港湾施設の要求スペック等について報告をいただきました。

発電事業者の発表は機密が含まれることから、情報交換会の内容は非公表となりますが、今回の情報交換会を足がかりに、港湾管理者と発電事業者の議論が深まり、今後の北海道における洋上風力基地港湾形成が促進されることを期待します。



情報交換会の様子（対面・web併用）



港湾局海洋・環境課の報告

（港湾空港部 港湾計画課）

北海道で初めての開催！苫小牧港 カーボンニュートラルポート検討会

令和4年1月24日（月）、北海道開発局と苫小牧港管理組合は共同で事務局を運営し、「第1回苫小牧港カーボンニュートラルポート検討会」を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためWEB方式にて実施し、30の関係団体、民間事業者及び関係行政機関等の皆様に参加いただきました。

はじめに、苫小牧港管理組合管理者である岩倉博文苫小牧市長より、「道内の港湾では初めての動きとなるため重要な検討会になると考えており、皆様とともに、しっかりとCNP形成計画策定のための検討会にしたい。」と、開会の挨拶がありました。続いて事務局より検討会の開催趣旨と開催要領が説明されました。

また、西園北海道開発局港湾空港部港湾計画課長より、「国土交通省におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた取組について」の説明があり、引き続き、苫小牧市産業経済部港湾・企業振興課のカ山課長より、現在進められている苫小牧市をフィールドとしたNEDO事業の取り組みについて紹介がありました。

議事の最後に事務局より、今後の進め方として、苫小牧港CNP形成計画の策定期間について、今回を含め、検討会を5回程度開催した上で、令和5年3月策定を目指すこと、計画策定後は進捗管理等の計画のフォローアップを実施する予定であることの説明とあわせて、参加する皆様へ今後のヒアリング・アンケートへのご協力や、検討会における積極的なご意見、ご発言への協力をお願いがありました。

終わりに、魚住北海道開発局港湾空港部長（代理：西園港湾計画課長）より、「北海道開発局も港湾管理者によるCNP形成計画の策定をしっかりとサポートしていきたい。」との挨拶で閉会しました。



開会ご挨拶（岩倉苫小牧市長）

（港湾空港部 港湾計画課）

浜中町

霧多布港海岸防潮堤嵩上げ改良の 完成式典を開催

北海道浜中町は12月11日、「霧多布港海岸防潮堤嵩上げ改良」の完成式典を町役場で開催、関係者約30人が出席して、防潮堤の嵩上げ完成を祝いました。

式典では、主催者である霧多布港港湾管理者の松本博浜中町長が式辞として、「浜中町は昭和27年の十勝沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波をはじめ、過去に多くの津波災害を受け、その後、旧運輸省によって長さ1.9km、高さ4.3mの防潮堤が建設された。これにより、平成23年の東日本大震災による津波では、住民の生命と財産が守られた。一方、東日本大震災を教訓とした津波の考えが見直され、北海道が霧多布港海岸における設計津波水位を5.1mと発表したことを受け、平成28年度より既存の防潮堤を90cm嵩上げし、高さ5.2mにする工事に着手、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、令和3年に完成した。これにより、住民が『安心して暮らせるまちづくり』に一步進めた」と述べました。

次いで、来賓として伊東良孝衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、鈴木宗男参議院議員（いずれも代理）から祝辞を頂き、その後、浅輪宇充国土交通省港湾局長からの「浜中町は日本で初めて津波防災ステーションを整備するなど、大変熱心に津波防災に取り組んでいる。役場庁舎や津波防災ステーションの高台移転等と一体となった霧多布港海岸防潮堤の嵩上げ事業は、災害に屈しない強靱な国土づくりに大きく貢献する」とする挨拶文を魚住聡国土交通省北海道開発局港湾空港部長が代読しました。最後に来賓や関係者によりくす玉割りを行い、完成を祝いました。



テープカット時の様子

（北海道浜中町 水産課）

(一社) 日本釣用品工業会に感謝状を贈呈しました (十勝港)

十勝港では、「一般社団法人日本釣用品工業会」が実施する、「LOVE BLUE事業」の一環として港内水域の「水中クリーンアップ活動(水中清掃)」を、平成26年度から令和2年度までの計7年間に亘り取り組んでいただきました。

本取組については、同団体の自主財源によるボランティア活動となっており、感謝の念に堪えません。

その取組に感謝の意を表し、昨年12月14日に村瀬町長から同団体の小島忠雄顧問(グローブライド株式会社名誉会長)へ感謝状を贈呈しました。



左が村瀬町長、右が小島顧問



懇談の様子



岸壁上での準備風景



ダイバーの入水状況

(北海道広尾町)

維持管理に関する対応事例を共有します！ No.2

令和3年10～11月に実施した維持管理担当者のWEB打ち合わせでご説明した対応事例や、ご要望に関する回答について、順次、「こうわん通信」でお知らせいたします。

Q2 人事異動で初めて担当する場合や技術職員不足で専門的な知識等もなく定期点検の評価の判断をすることが難しいので助言を頂きたい。

- 1 維持管理計画に基づく定期点検を開発建設部、港湾行政課と共同で実施して、直轄職員が点検方法、劣化度評価の視点についての技術的な助言などの支援を行います。
- 2 写真やビデオ等により対象施設の状況を送付いただき、開発建設部、港湾行政課で評価の視点や方法について助言などの支援を行います。
- 3 「港湾の施設の点検診断ガイドライン」第2部実施要領 参考1 劣化度判定事例集 に、対象施設及び点検診断項目ごとに写真と解説が掲載されています。

Q3 重点点検診断施設(3年以内ごとに点検)から、通常点検診断施設(5年以内ごとに点検)への変更は可能ですか。また、手続き方法を教えてください。

- 1 利用状況の変化や、用途の変更等に伴い施設の重要度の見直しを行う場合や、補修等の実施により施設の劣化度が改善されたなど、重点点検診断施設から通常点検診断施設に変更する妥当な理由がある場合には見直しを行うことは可能です。
- 2 手続き方法は、変更する理由を整理し開発建設部と港湾管理者で協議行ったうえで、維持管理計画書の改訂を行ってください。

Q4 定期点検診断の頻度について、教えてください。

定期点検診断の頻度は、点検の種類（通常、詳細）、通常点検診断施設と重点点検診断施設のどちらに該当するかで異なります。

【一般定期点検診断】

通常点検診断施設：5年以内（60ヶ月）ごとに1回

重点点検診断施設：3年以内（36ヶ月）ごとに1回

【詳細定期点検診断】

通常点検診断施設：供用期間中の適切な時期及び供用期間延長時に各々1回

重点点検診断施設：10～15年以内ごとに1回

Q5 詳細点検について、単年度に確保できる予算に限りがあるため、施設規模が大きくなると単年度での点検を完了できない場合があり、全体の点検スケジュールに影響を及ぼす可能性があります。

詳細点検を単年度で実施しなければならないルールはありません。点検時期を複数年に分割することにより、単年度当たりの費用を軽減することは可能です。

（港湾空港部 港湾行政課）

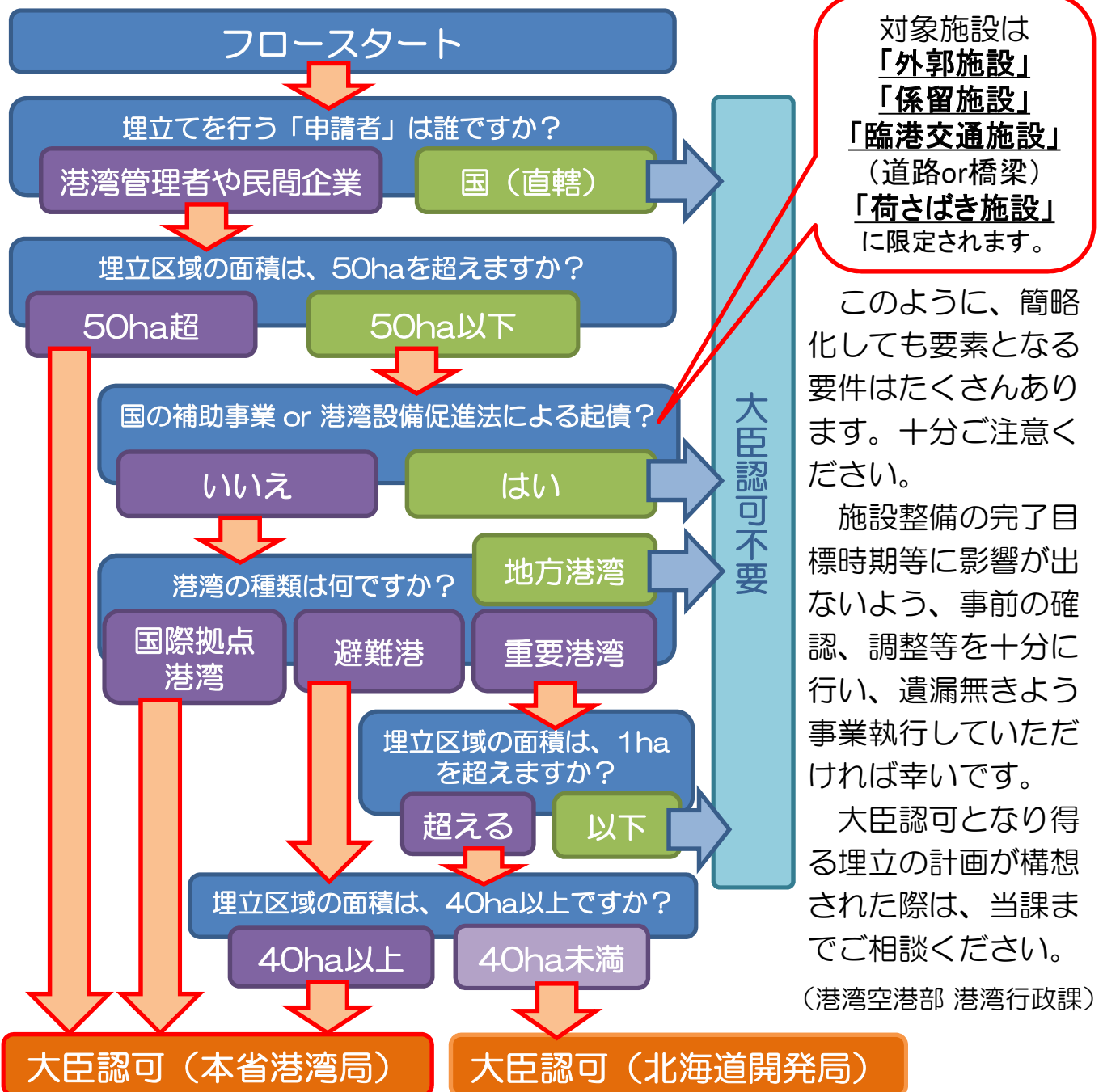


港湾行政講座 4時間目！

その埋立て、「大臣認可」が必要ではありませんか？

港湾施設等を造成するために行う埋立てには、一定の要件によっては「大臣認可」を要することがあり、認可を受けるための審査に時間を要します。また、大臣認可が必要であるにもかかわらず、認可手続を失念して埋立免許を行うと「重大な法律違反」となります。

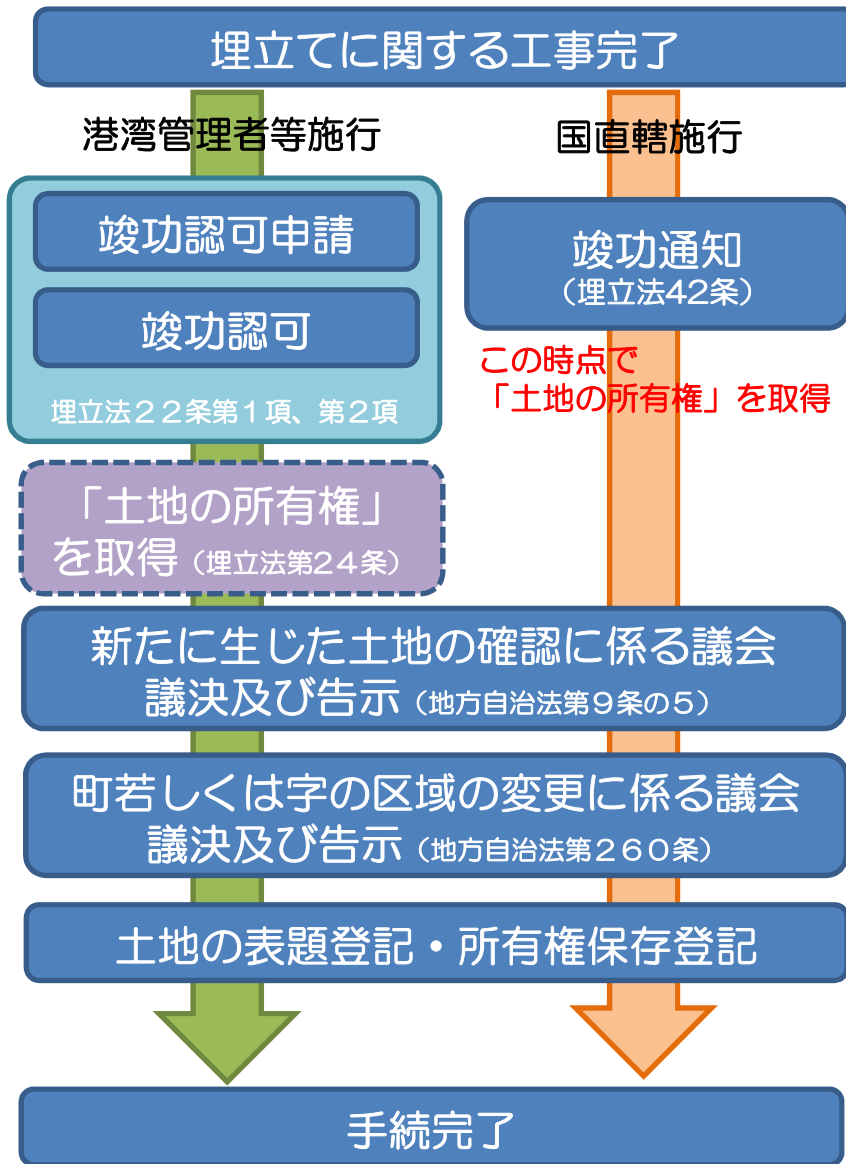
今回は、大臣認可を要するかのフローを簡単にご紹介します。



港湾行政講座 5 時間目！

？ 埋立てに関する工事が完成した後の手続きを教えてください。

港湾施設を整備するために埋立てを行った後、法的に「土地」とするためには、いろいろな手続きを行う必要があります。簡単に説明いたします。



左に示したフローは、埋立てに関する工事を完了した後に行う手続き等の流れです。

埋立てにより生じた土地は、竣工認可の告示（埋立法第22条第2項）により、埋立てを行った者が所有権を取得しますが、第3者に対抗するためには、登記が必要です。

埋立てにより土地が生じた場合は、地方自治法の規定により議会の「議決」を受けて土地の確認等が行われます。

議会の「議決」には時間を要することがありますので、登記を行う際にはスケジュール管理にご注意ください。

！ 登記の実務は、管轄の法務局等へご相談を。

埋立により生じた土地は、登記を行うことにより第3者に対し所有権を示しますが、登記の実務について、書類を提出する時期や、図面に記載すべき資格者（土地家屋調査士等）について、管轄の法務局等により取扱が異なることがあります。事前に相談することをお勧めします。

（港湾空港部 港湾行政課）

御用聞き Q & A の再掲載 Part 2

こうわん通信第40号（令和3年12月号）から開始しました『御用聞き Q & A』再掲載の第2段です。

今回は港湾管理業務のうち、暫定係留施設や実地監査、施設認定について取りまとめてみました。

実際に実務をされている方からの声となりますので、参考になる事例があると思います。

番号	質問内容
No.7	暫定係留施設について教えてほしい。
No.8	北海道開発局のホームページ上に公表されている実地監査の結果について教えてほしい。
No.9	臨港地区内に卸売市場を設置することは可能でしょうか。
No.10	今後、埋立竣工する土地について臨港地区に編入することになるが、都市計画部局との調整に相当期間を要することになります。埋立竣工後、すぐに供用開始したいが、臨港地区編入まで港湾施設として位置付けるにはどうすれば良いですか。

（港湾空港部 港湾行政課）

御用聞き Q & A No.7

Q 暫定係留施設について教えてほしい。

A 係留施設が不足し、やむを得ず護岸や防波堤といった外郭施設に一時的に係留させる措置として「暫定係留施設」の設置があります。これにより、係留施設の不足が解消されますが、港湾管理者からの他目的使用の申請が必要になります。

なお、承認に際しては当該施設の構造について安定計算を確認する必要があります。

また、暫定係留施設は当分の間の暫定的な措置であるため、将来的には解消されるべき施設です。

国の承認があった場合、港湾管理者は「当該施設に暫定係留ができる」旨を公示し、港湾台帳の調製を行う必要があります。



暫定係留の状況

御用聞き Q & A No.8

Q 北海道開発局のホームページ上に公表されている実地監査の結果について教えてほしい。

A 実地監査は港湾法施行令第17条の9及び港湾施設管理委託契約書第11条第2項に基づき毎年度、実施されております。

実地監査には定期的に行う一般実地監査のほか、特定の事務や急を要する事案を対象に実施する特別実地監査があります。

実地監査の結果については、国有港湾施設の適切な維持管理による機能確保への社会的要請の高まりや港湾利用者の安全性、利便性を確保する観点より、平成24年度から国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局等のホームページにおいて公表することとなりました。

実地監査の結果、「是正を要する事項」と認められた場合には、その内容、処理方針及び措置状況について、実地監査を行った年度の翌年度6月30日までに当局のホームページ上に公表しております。

なお、「是正を要する事項」のうち、是正未済の事案については、毎年度4月30日までに前年度末時点における措置状況を報告して頂くこととなります。

Example
E

是正措置が必要となる事例とは？



無許可使用については、撤去又は占用等の手続きが必要



防波堤等への恒常的な船舶係留については、撤去又は暫定係留の手続きが必要



車止めの欠損(左)や防舷材の脱落(右)については、安全確保のため補修が必要

御用聞き Q & A No.9

Q

臨港地区内に卸売市場を設置することは可能でしょうか。

A

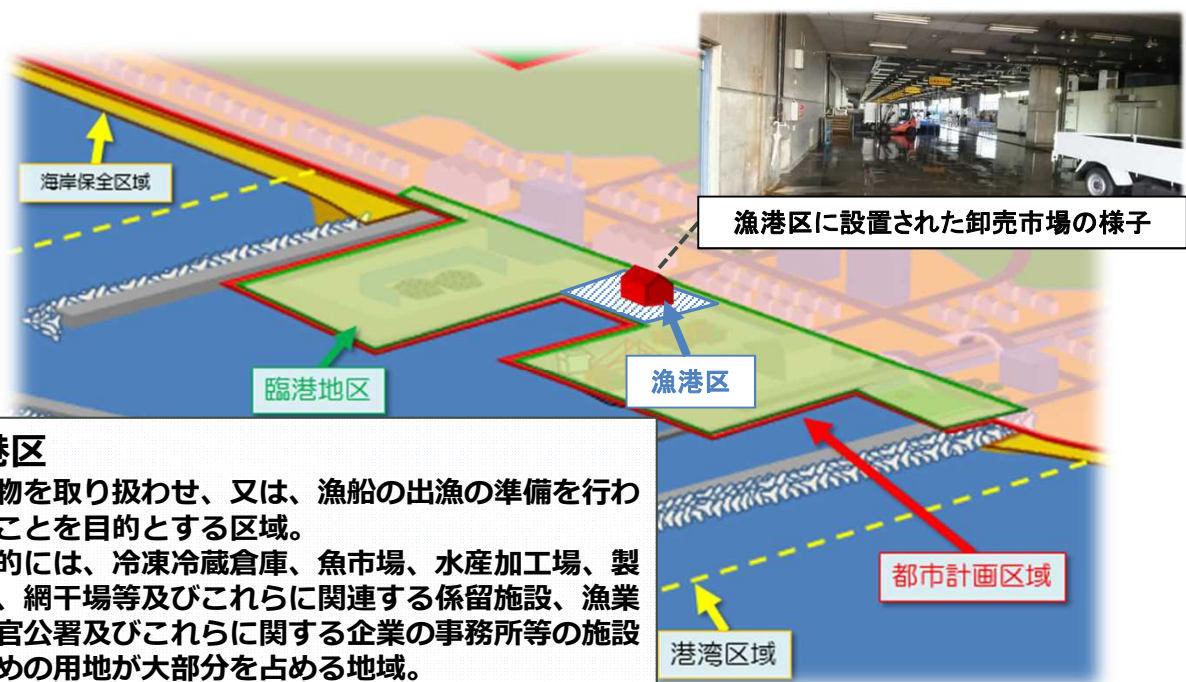
臨港地区は、港湾の管理運営のため、当該地区において一定の行為の規制を行い、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図ることを目的として、都市計画法又は港湾法に基づき指定されるものです。

そのため、港湾法では、臨港地区内に港湾の管理運営上支障の生じる構築物が立地することのないように、港湾管理者は、**臨港地区内に分区を指定することとされております。**

現在、指定することができる分区は、商港区、工業港区、**漁港区**など10種類で、港湾管理者は、各分区の目的に応じ、**分区条例で構築物の規制を定めることとされています。**

従って、各港湾管理者が定めた「**臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例**」において、**漁港区で設置可能な構築物**として、水産物の取り扱いを主たる目的とする**卸売市場その他水産物の流通のための施設**について定められていれば、卸売市場を設置することは可能です。

ただし、国有港湾施設である荷さばき地等、土地によっては公共性の確保の観点から設置が難しい場合もありますので、事前にご相談ください。



漁港区

水産物を取り扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域。

具体的には、冷凍冷蔵倉庫、魚市場、水産加工場、製氷場、網干場等及びこれらに関連する係留施設、漁業関連官公署及びこれらに関する企業の事務所等の施設のための用地が大部分を占める地域。

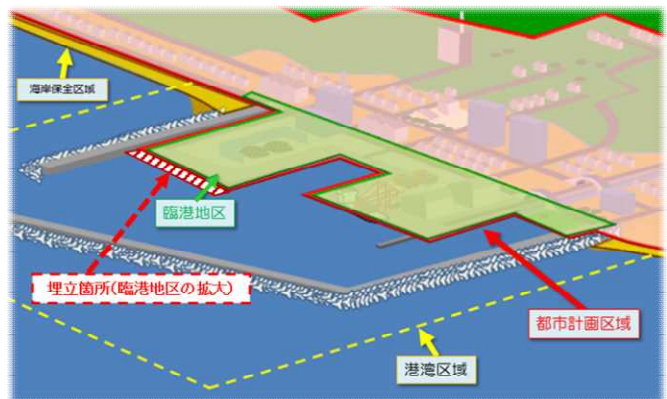
御用聞き Q & A No.10

Q 今後、埋立竣工する土地について臨港地区に編入することになるが、都市計画部局との調整に相当期間を要することになります。埋立竣工後、すぐに供用開始したいが、臨港地区編入まで港湾施設として位置付けるにはどうすれば良いですか。

A 港湾法第2条第5項により、港湾区域又は臨港地区内にあるものが港湾施設とされていることから、陸域の港湾施設としての位置づけは、原則、臨港地区の指定により行うべきとされています。

そのため、従来港湾区域であった水域が公有水面埋立により土地となった場合も、本来、臨港地区指定により対応する必要があります。

しかしながら、都市計画法の規定により臨港地区の指定を行う場合、都市計画部局との調整等にある程度の期間を要することから、埋立地内の施設の供用開始を急ぐ場合には、臨港地区指定までの「暫定的な措置」として施設認定の手続きを行うことが必要と思料します。



なお、公有水面埋立により施設の整備が行われる場合、埋立免許取得（埋立承認）時から施設認定できるものとされ、その施設認定の効力は竣工認可告示の日（竣工通知日）をもって生じることとなっております（平成26年5月30日付け港湾局総務課長補佐から各港湾管理者宛て事務連絡「港湾法第2条第6項の規定による港湾施設の認定に係る手続きについて」参照）。

港湾管理者の皆様には、計画的且つ確実に港湾施設の認定申請を行うよう留意願います。

【施設認定について】

臨港道路の場合、臨港地区外にある主要道路に接続しなければならないことから、道路の一部が臨港地区外に出ることもあります。その場合も「限定的な取扱い」として施設認定することになります。